

ばん  
わかりやすい版

お お さ か し し ょ う      し ゃ し え ん け い か く  
**大阪市障がい者支援計画・**  
だ い      き し ょ う      ふ く し け い か く  
**第7期障がい福祉計画・**  
だ い      き し ょ う      じ ふ く し け い か く  
**第3期障がい児福祉計画**  
そ あ ん  
**(素案)**

– この計画の 意見を 集めています –



この冊子の各ページには網目模様の音声コード（Uni-Voice）をつけています。  
（表などの音声のみの表現では難しいページは無い場合もあります）。  
この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を  
音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。

「大阪市 障がい者支援計画・第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画」

(素案) への意見を 募集します。

計画をつくるために 皆さんの意見を 参考にします。そして、令和6年3月末までに 計画をつくりま

皆さんの意見は 大阪市の考え方と一緒に ホームページにのせます。

一人ひとりには 回答できませんので、よろしくお願いします。

意見を募集する期間

令和5年12月25日(月曜日) から 令和6年1月24日(水曜日) まで(必着)

意見の出し方

電子メール、ファックス、郵便、市役所で 意見を出すことができます。

この冊子の 最後につけている 用紙を使ってください

- 電子メールで 意見を出す fukushikeikaku@city.osaka.lg.jp まで
- ファックスで 意見を出す 06-6202-6962 あて
- 郵送などで 意見を出す

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市福祉局 障がい福祉課 「計画の意見募集」担当あて

- 市役所で 意見を出す

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 (大阪市役所6階 東側)

大阪市北区中之島1-3-20

※平日 午前9時から 午後5時30分。12月29日から 1月3日まで 市役所は 休みです。

- スマートフォンなどから 意見を出すことも できます。

右のQRコードから「大阪市行政オンラインシステム」申請画面へ



お問い合わせ

大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

電話番号 06-6208-8071 ファックス番号 06-6202-6962

大阪市福祉局ホームページで 見ることができます。

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei\\_boshu/fukushi/0000612880.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/fukushi/0000612880.html)

# だい しょう けいかく 第1章 計画のこと

## 1 けいかく りゆう 計画をつくる理由

- ◆ にほん しょう ひと けんり まち じぶん ちから く  
日本では、障がいのある人の 権利を守ったり、自分の力で暮らせるように  
いろいろなやくそく ほうりつ  
約束や法律を つくってきました。
- ◆ おおさかし しょうわ ねん がつ しょう ひと けいかく  
大阪市では、1983（昭和58）年3月に 障がいのある人のための 計画をつく  
り、すす  
進めてきました。
- ◆ 2006（へいせい ねん こくれん しょう ひと けんり まち  
平成18）年には、国連で、障がいのある人の 権利を守るために  
「しょうがいしゃけんりじょうやく  
障害者権利条約」というやくそく き  
約束が 決まりました。
- ◆ にほん ほうりつ へいせい ねん しょうがいしゃけんりじょうやく  
日本でも いろいろな法律をつくり、2014（平成26）年に 「障害者権利条約」  
というやくそく せかい くに  
約束を 世界の国としました。
- ◆ このように せかい くに にほん しょう ひと やくそく ほうりつ  
このように 世界の国や日本では、障がいのある人のための 約束や法律が  
おお か  
大きく変わりました。
- ◆ おおさかし やくそく ほうりつ おお か しょう ひと す  
大阪市では 約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が 住んでいる  
ところで じぶん ちから せいかつ  
自分の力で生活できるように してきました。
- ◆ しょう ひと ひと ちいき いっしょ く しゃかい  
障がいのある人も ない人も 地域で一緒に暮らすことができる社会にする  
ために、この あたら けいかく  
新しい計画をつくりました。

## 2 計画<sup>けいかく</sup>の考<sup>かんが</sup>え方<sup>かた</sup>

### (1) 計画<sup>けいかく</sup>について

◆ この計画<sup>けいかく</sup>は、3つの計画<sup>けいかく</sup>を 1つに まとめています。

#### ① 大阪<sup>おおさか</sup>市 障<sup>しょう</sup>がい者<sup>しや</sup>支援<sup>えん</sup>計画<sup>けいかく</sup>

- ・ 2024（令和<sup>れいわ</sup>6）年<sup>ねん</sup>4月<sup>がつ</sup>から 2029（令和<sup>れいわ</sup>11）年<sup>ねん</sup>3月<sup>がつ</sup>までの 6年間<sup>ねんかん</sup>にすることを 書<sup>か</sup>いています。
- ・ この計画<sup>けいかく</sup>をつくることは、「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しや</sup>基本<sup>きほん</sup>法<sup>ぽう</sup>」という法律<sup>ほうりつ</sup>で 決<sup>き</sup>まっています。

#### ② 第<sup>だい</sup>7期<sup>き</sup>大阪<sup>おおさか</sup>市 障<sup>しょう</sup>がい福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>計画<sup>けいかく</sup>

- ・ 2024（令和<sup>れいわ</sup>6）年<sup>ねん</sup>4月<sup>がつ</sup>から 2026（令和<sup>れいわ</sup>8）年<sup>ねん</sup>3月<sup>がつ</sup>までの 3年間<sup>ねんかん</sup>にすることを 書<sup>か</sup>いています。
- ・ この計画<sup>けいかく</sup>をつくることは、「障<sup>しょう</sup>害<sup>がい</sup>者<sup>しや</sup>総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>法<sup>ぽう</sup>」という法律<sup>ほうりつ</sup>で 決<sup>き</sup>まっています。

#### ③ 第<sup>だい</sup>3期<sup>き</sup>大阪<sup>おおさか</sup>市 障<sup>しょう</sup>がい児<sup>じ</sup>福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>計画<sup>けいかく</sup>

- ・ 2024（令和<sup>れいわ</sup>6）年<sup>ねん</sup>4月<sup>がつ</sup>から 2026（令和<sup>れいわ</sup>8）年<sup>ねん</sup>3月<sup>がつ</sup>までの 3年間<sup>ねんかん</sup>にすることを 書<sup>か</sup>いています。
- ・ この計画<sup>けいかく</sup>をつくることは、「児<sup>じ</sup>童<sup>どう</sup>福<sup>ふく</sup>祉<sup>し</sup>法<sup>ぽう</sup>」という法律<sup>ほうりつ</sup>で、決<sup>き</sup>まっています。

## (2) 計画の考え方

- ◆ 「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を めざします」ということが 書いてあります。
  - ◆ 大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを 大事にしながら、次の3つのことを していきます。
- ① 障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にします。
  - ② 障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう 手伝います。
  - ③ 障がいのある人が、住んでいるところで 自分の力で生活できるよう 手伝います。

## (3) 計画の進め方

- ① 障がいのある人の生活を 手伝えるために 大阪を よくしていきます。
- ② こどもから大人まで、障がいのある人の一生を 途切れしないで 手伝うようにします。
- ③ 障がいの状況は それぞれ違います。それぞれに合った方法で 手伝えることができるようにします。
- ④ 障がいのある人への 差別をなくして、権利を守ります。
- ⑤ 障がいのある人を手伝える人を増やして、その人たちへの勉強会を たくさんしていきます。
- ⑥ 大阪を住みやすくするために 障がいのある人の 生活の様子や 必要なことを 調べます。

## 第2章 大阪市が していくこと

### 1 障がいのある人もない人も一緒に生活するために していくこと

#### (1) 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします



- ◆ 障がいのある人への 差別や偏見は、今でも いろいろなところで 見られます。市民の皆さんに、障がいのことを 正しく知ってもらうことが 必要です。
- ◆ 「障害者差別解消法」の 考え方は 大事なことです。障がいを理由とした差別を なくすため、関係している人たちが 一緒になって 考えることが 必要です。

#### 【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを 正しく伝えます。
- ◇ 学校で こどもたちが 人権や福祉の大切さを 学べるようにします。
- ◇ 障がいを理由とする差別を相談する場所で 正しい相談ができるような勉強会を 職員にします。

#### (2) 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます

- ◆ 話したり、聞いたりすることや 情報（知っていること）を 集めることは、地域で生活するために 大事なことです。  
そのため、障がいがあることで 声で話したり、耳で聞いたりすることが 難しい人々への手伝いが 必要です。
- ◆ 障がいのある人が パソコンや スマートフォンを使って、情報（知っていること）を 知ることができるように していくことが必要です。



【大阪市のすること（主なもの）】

- ◇ 利用できるサービスなどを、わかりやすく 伝えます。
- ◇ 2016（平成28）年1月に 「大阪市のことを結ぶ 手話言語条例」をつくりました。  
手話は言葉です。大阪市では、手話が 必要な人を 手伝います。
- ◇ 障がいのある人が、パソコンやスマートフォンなどを 使いやすくするために、使い方の勉強会を していきます。

## 2 地域で 住むことができるように していくこと

### （1）障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします



- ◆ 障がいのある人が、利用したい福祉サービスを 自分で決めるということが大切です。  
そのため、サービス利用を手伝うことや 権利を守ることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人が 年をとったり、たくさんの手伝いが 必要になっています。  
そのため、たくさん相談できるところが 必要です。
- ◆ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）を早く見つけたり、止めさせるために 関係している人たちが 力をあわせることが 必要です。

【大阪市のすること（主なもの）】

- ◇ 地域で 安心して 生活できるようにします。  
そのため、自分で決めることが 難しい人を 関係している人たちが 一緒になって手伝えるようにします。
- ◇ 福祉サービス利用や、生活のお金の管理を、手伝えるようにします。

- ◇ 「各区 障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。
- ◇ 「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。
- ◇ 「市地域自立支援協議会」という 大阪市全体の障がい福祉を考えるグループと力をあわせて、「各区地域自立支援協議会」という各区の障がい福祉を考えるグループを良くしていきます。
- ◇ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）を止めさせたり、早く見つけることができるよう、市民の皆さんへ虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）が いけないことを伝えます。
- ◇ 障がいのある人への虐待（繰り返し 叩いたり 嫌がらせをすること）が なくなるように 関係している人たちが話し合い 力を合わせていきます。



## （２）障がいのある人の福祉サービスなどを増やします

- ◆ 2022（令和4）年に「障害者総合支援法」という法律と「児童福祉法」という法律が変わり、福祉サービスが使いやすくなりました。
- ◆ 安心して サービスを利用できるように、また、わかりやすい制度になるように、国へ言っていくことが 必要です。
- ◆ 制度が変わっても、きちんと サービスを利用できるようにしていく必要があります。



### 【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がい福祉サービスが より良くなるよう、国へ言っていきます。

◇ 重い障がいのある人も 一緒に生活できる「グループホーム」が増えるようにします。

◇ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係している人たちが話し合いをして、医療的ケアの必要な障がいのあるこどもを手伝います。

### (3) 障がいのある人のスポーツや文化活動などを進めます

- ◆ 大阪市には障がいのある人のためのスポーツセンターが2つあります。これからもスポーツやレクリエーションをできるようにしていきます。
- ◆ 障がいのある人も ない人も スポーツを一緒に楽しめるようにすることが必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

◇ 障がいのある人のスポーツを始めるきっかけをつくります。

◇ 市民の皆さんに障がい者スポーツのことを知らせます。

◇ 住んでいるところでスポーツ・文化活動ができるようにしていきます。



## 3 施設をはなれた生活に移れるようにしていくこと

### (1) 施設で生活している人が施設をはなれて生活できるように手伝います

- ◆ 障がいのある人が施設をはなれてみんなで一緒に暮らすために、生活を手伝う方法がたくさん必要です。
- ◆ 施設で生活している人がよく知っているところで暮らしたいと思う気持ちを大切に、安心してよく知っているところで暮らすということが必要です。

【<sup>おおさかし</sup>大阪市が<sup>おも</sup>すること（主なもの）】

- ◇ <sup>しせつ</sup>施設で<sup>せいかつ</sup>生活している人の<sup>ひと</sup> <sup>おも</sup>思っている暮らしを <sup>しら</sup>調べます。  
そして、それぞれに<sup>あ</sup>合った<sup>く</sup>暮らしができるように <sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>かんが</sup>考えます。
- ◇ <sup>しせつ</sup>施設で<sup>せいかつ</sup>生活している人に <sup>しせつ</sup>施設をはなれた暮らしについて <sup>し</sup>知ってもら  
います。そのため、いろいろな<sup>けいけん</sup>経験ができるようにします。  
（<sup>しせつ</sup>施設の<sup>そと</sup>外へ<sup>で</sup>出かける、<sup>ぐ</sup>グループ<sup>ー</sup>ホーム<sup>ほ</sup>に<sup>む</sup>泊まるなど）
- ◇ <sup>ぐ</sup>グループ<sup>ー</sup>ホーム<sup>ほ</sup>などの <sup>す</sup>住む<sup>ばしょ</sup>場所をつくります。  
また、<sup>しせつ</sup>施設をはなれて<sup>せいかつ</sup>生活することができる<sup>さーび</sup>サービスを <sup>ふ</sup>増やします。

（２）<sup>せいしんかびやういん</sup>精神科病<sup>にゆういん</sup>院に入<sup>ひと</sup>院している人が <sup>たいいん</sup>退院できるように <sup>てつだ</sup>手伝います

- ◆ <sup>せいしんかびやういん</sup>精神科病<sup>せいかつ</sup>院での<sup>なが</sup>生活が長くなると、<sup>たいいん</sup>退院することが <sup>しんぱい</sup>心配になります。  
そのため、いろいろな<sup>てつだ</sup>手伝いが <sup>ひつよう</sup>必要になります。
- ◆ <sup>ちいき</sup>地域で<sup>く</sup>暮らし<sup>つづ</sup>続けられるよう、<sup>せいかつ</sup>生活を手伝う<sup>てつだ</sup>サービスが  
<sup>ひつよう</sup>たくさん必要です。
- ◆ いろいろな人たち（<sup>ほけん</sup>保健・<sup>いりよう</sup>医療・<sup>ふくし</sup>福祉に<sup>かんけい</sup>関係している人たち）が <sup>いっしょ</sup>一緒になって  
<sup>てつだ</sup>手伝うことが <sup>ひつよう</sup>必要です。



【<sup>おおさかし</sup>大阪市が<sup>おも</sup>すること（主なもの）】

- ◇ <sup>おおさかしがい</sup>大阪市外の<sup>せいしんかびやういん</sup>精神科病<sup>にゆういん</sup>院に入<sup>ひと</sup>院している人が <sup>おお</sup>多いため、<sup>けんこう</sup>こころの健康  
<sup>せんたー</sup>センターが、<sup>びやういん</sup>病院や<sup>おおさかふ</sup>大阪府と <sup>いっしょ</sup>一緒になって<sup>てつだ</sup>手伝います。
- ◇ <sup>ぴあ</sup>ピアサポーターと一緒に <sup>たいいん</sup>退院ができるように <sup>てつだ</sup>手伝います。
- ◇ いろいろな人たち（<sup>ほけん</sup>保健・<sup>いりよう</sup>医療・<sup>ふくし</sup>福祉に<sup>かんけい</sup>関係している人たち）が <sup>はな</sup>話し合  
<sup>あ</sup>いをして、<sup>ちいき</sup>地域で<sup>く</sup>暮らし<sup>つづ</sup>続けられるように <sup>てつだ</sup>手伝います。

## 4 ちい き まな はたら 地域で 学び・働 くために していくこと



### (1) しょう がいのあるこども ひとりひとりに合った ほういく きょういく 保育・教育を していきます

- ◆ おおさかし しょう がいのあるこどもと しょう がいのないこどもが 「共に学び、  
とも そだ とも い きょういく  
共に育ち、共に生きる教育」をしています。
- ◆ みんなが しょう がい<sup>ただ</sup>を正しく知って、しょう がいのあるこどもが す  
ろで学びやすくすることが ひつよう  
必要です。

#### 【おおさかし おち 大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ しょう がいのあるこどもと しょう がいのないこどもが、す  
共に育つ保育・教育を していきます。
- ◇ しょう がいのあるこども ひとりひとりに合った きょういく  
いる人たちが いっしょ かんが  
一緒に考えて考えます。
- ◇ がっこう そつぎょう あと かんけい ひと てつだ  
学校を卒業した後も 関係している人たちが手伝うようにします。その  
ため、ひとりひとりに合わせて しょうらい いっしょ かんが  
将来のことを一緒に考えていきます。
- ◇ としょかん つか たてもの しょう がいのあるひと りよう  
図書館といった みんなで使う建物を、障 がいのある人が 利用し  
やすくなるようにします。
- ◇ しょう がいのあるこどもの ほう かご がっこう お  
後の時間）などの過ごし方が よくなるように かんが  
考えます。
- ◇ きょうしきいん せんせい しょう がいのあるひと ただ し  
教 職 員（先生）が 障 がいのある人のことを 正しく知るようにしま  
す。そのため、べんきょうかい  
勉強会をたくさんします。



## (2) 障がいのある人が働きやすくします

- ◆ 「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人で会社で働く人の数は増えています。

しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが必要です。

### 【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 物を買うときや作業をお願いするときは、できるだけ障がい者福祉施設などにお願いします。

- ◇ 障がいのある人が働き続けられるようにします。

そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが一緒になって仕事と生活を手伝います。

- ◇ 一人ひとりの障がいに合わせて仕事ができるように手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。



## 5 <sup>す</sup>住みよい <sup>かんきょう</sup>環境づくりのために <sup>して</sup>いくこと

### (1) <sup>しょう</sup>障がいのある人 <sup>ひと</sup>が <sup>つか</sup>使いやすくしていきます

- ◆ <sup>おおさかし</sup>大阪市では「<sup>おおさかし</sup>大阪市 <sup>ひと</sup>ひとにやさしい <sup>まちづくり</sup>まちづくり <sup>せいびようこう</sup>整備要綱」をつくって、<sup>たてもの</sup>建物 <sup>つか</sup>を使いやすくしています。
- ◆ <sup>きゅうしえいこうつう</sup>旧市営交通（<sup>ちかてつ</sup>地下鉄・<sup>しばす</sup>市バス）は、2018（<sup>へいせい</sup>平成30）年4 <sup>ねん</sup>月に、<sup>が</sup>地下鉄は<sup>ちかてつ</sup>大阪メトロに、<sup>おおさかめ</sup>市バスは<sup>おおさかし</sup>大阪シティバス <sup>てい</sup>に、それぞれ<sup>かいしゃ</sup>会社が<sup>か</sup>変わりました。
- ◆ <sup>しょう</sup>障がいのある人 <sup>ひと</sup>が、<sup>あんしん</sup>安心して <sup>く</sup>暮らすことができるよう <sup>ぐるーぷ</sup>グループホームなどが<sup>ふ</sup>増えていくことが <sup>ひつよう</sup>必要です。



#### <sup>おおさかし</sup>【大阪市がすること（<sup>おも</sup>主なもの）】

- ◇ 「<sup>おおさかし</sup>大阪市 <sup>ひと</sup>ひとにやさしい <sup>まちづくり</sup>まちづくり <sup>せいびようこう</sup>整備要綱」や「<sup>しょうがいしゃさべつ</sup>障害者差別 <sup>かいしょうほう</sup>解消法」の <sup>かんが</sup>考え方を <sup>かた</sup>大事にします。  
そして、<sup>おおさかし</sup>大阪市の<sup>たてもの</sup>建物や <sup>ひと</sup>たくさんの人が<sup>りよう</sup>利用する<sup>たてもの</sup>建物を、<sup>みんな</sup>みんなが <sup>つか</sup>使いやすいようにします。
- ◇ <sup>きゅうしえいこうつう</sup>旧市営交通（<sup>ちかてつ</sup>地下鉄・<sup>しばす</sup>市バス）の<sup>かいしゃ</sup>会社が<sup>か</sup>変わった<sup>あと</sup>後も、  
<sup>あんぜん</sup>安全のことや <sup>つか</sup>使いやすくすることを <sup>い</sup>言っていきます。
- ◇ また、<sup>ほか</sup>他の<sup>でんしゃ</sup>電車を<sup>うご</sup>動かしている<sup>かいしゃ</sup>会社にも、<sup>えれべーター</sup>エレベーターや <sup>えき</sup>駅が<sup>つか</sup>使いやすい <sup>い</sup>ようになるように <sup>い</sup>言っていきます。
- ◇ <sup>ぐるーぷ</sup>グループホームは、<sup>しょう</sup>障がいのある人 <sup>ひと</sup>にとって <sup>ひつよう</sup>必要な「<sup>す</sup>住まい」です。  
そのため、これからも <sup>ふ</sup>増やしていきます。



## (2) 障がいのある人の 防災や防犯を していきます

- ◆ 手伝いが必要な人を 知っておくことや 避難所（地震や 大雨の時に 逃げる所）で手伝うこと、食べ物や薬などを 準備しておくことなど、防災対策（地震や 大雨になっても 困ることが 無いようにすること）が 必要です。
- ◆ 障がいのある人が 安全で 安心して暮らせるようにしていくことが 必要です。
- ◆ 令和2年2月に 新型コロナウイルスによる 感染症（人に移る病気）が発生しましたが、障がいのある人が安全で 安心してサービスを 使えるようにしていくことが 必要です。



### 【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 個人情報（住所や名前など）が外に出ないように 気をつけて 手伝いが必要な人を 調べておきます。  
また、逃げることを手伝う計画を つくります。
- ◇ 逃げた後の 医療・保健・福祉サービスの 準備をします。  
また、逃げた後の生活で必要となる 食べ物や薬などを 準備しておきます。
- ◇ 障がいのある人を 犯罪から守り、安全で安心に 住むことができるようにします。
- ◇ 新型コロナウイルスによる 感染症（人に移る病気）が発生しても サービスを 使えるように、みんなで一緒に 考えます。



## 6 <sup>ち い き あんしん</sup>地域で安心して <sup>く</sup>暮らすために <sup>し て い く こ と</sup>していくこと

### (1) <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人の <sup>ほけん</sup>保健や <sup>いりよう</sup>医療などを <sup>う</sup>受けやすくします

- ◆ <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人が、<sup>す</sup>住んでいるところで <sup>げんき</sup>元気に <sup>く</sup>暮らすためには、<sup>ひとり</sup>一人ひとりに <sup>あ</sup>合った <sup>けんこう</sup>健康づくりと <sup>あんしん</sup>安心して <sup>びょういん</sup>病院に行けることが <sup>ひつよう</sup>必要です。
- ◆ また、<sup>いりようてき</sup>医療的ケアが必要な <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人が <sup>す</sup>住んでいるところで <sup>せいかつ</sup>生活をするため、<sup>ほけん</sup>保健・<sup>いりよう</sup>医療・<sup>ふくし</sup>福祉に <sup>かんけい</sup>関係している人たちが <sup>いっしょ</sup>一緒になって <sup>てつだ</sup>手伝うことが <sup>ひつよう</sup>必要です。

#### <sup>おおさかし</sup>【大阪市がすること（<sup>おも</sup>主なもの）】

- ◇ <sup>しょう</sup>障 <sup>ひと</sup>がいのある人が、<sup>す</sup>住んでいるところで <sup>びょういん</sup>病院に行くことができるように <sup>てつだ</sup>手伝います。
- ◇ <sup>はな</sup>話したり、<sup>き</sup>聞いたりすることの <sup>てつだ</sup>手伝いが必要な人や、<sup>じゅうしょうしんしんしょう</sup>重症心身障がい児・者（<sup>しょう</sup>障 <sup>おも</sup>がい <sup>ひと</sup>がとても重い人）が <sup>きちん</sup>と <sup>びょういん</sup>病院に行くことができるように <sup>てつだ</sup>手伝います。
- ◇ よく <sup>し</sup>知っているところで <sup>りはびりてーしょん</sup>リハビリテーション（<sup>うご</sup>動きやすくなるための <sup>れんしゅう</sup>練習）が <sup>う</sup>受けやすくなるよう、<sup>かんけい</sup>関係している人たちが <sup>いっしょ</sup>一緒になって <sup>てつだ</sup>手伝います。
- ◇ <sup>びょういん</sup>病院などと <sup>いっしょ</sup>一緒になって、<sup>いりようてき</sup>医療的ケアができる <sup>しょーとすていじぎょう</sup>ショートステイ事業を <sup>ふ</sup>増やします。
- ◇ <sup>しょう</sup>障 <sup>はや</sup>がいのあるこどもが <sup>ころ</sup>早い頃から <sup>りょういく</sup>療育（<sup>せいかつ</sup>生活の <sup>れんしゅう</sup>練習）を <sup>う</sup>受けることができるよう、<sup>かんけい</sup>関係している人たちが <sup>いっしょ</sup>一緒になって <sup>てつだ</sup>手伝います。



# 第3章 目標と福祉サービスの見込み

## 1 目標

次の7つの目標を 2027（令和9）年3月までに できるようにしていきます。

### ① 施設で生活している人が 施設をはなれた生活に移った様子

- ◆ 施設をはなれた生活へ移る人（2023（令和5）年度から 4年間で）76人
- ◆ 施設で生活している人 1,261人 → 1,197人

### ② 精神障がいのある人を 住んでいるところ全体で手伝う やり方づくり

- ◆ 退院してから、1年以内の地域での平均生活日数 325.3日 以上
- ◆ 1年より長いあいだ 入院している人 1,690人 → 1,559人
- ◆ 入院後3か月で 退院する人の割合 68.9% 以上
- ◆ 入院後6か月で 退院する人の割合 84.5% 以上
- ◆ 入院後1年で 退院する人の割合 91.0% 以上
- ◆ 地域移行支援を利用して 地域生活へ移る人 （3年間で）60人

### ③ 地域での 生活を手伝う やり方を より良くします

- ◆ 地域生活支援拠点等（障がいのある人をの生活を 一緒になって考えてくれるところ）の 生活を手伝う やり方を 1年に1回以上 ふりかえって より良くするように 考えます。
- ◆ 強度行動障がいのある人が 使いたいサービスを調べて ぐらしやすくなるように 手伝います。

④ 福祉施設から 一般就労（会社で働くこと）へ移った様子

- ◆ 福祉施設から 会社での仕事に移る人 1,140人
- ◆ 就労移行支援事業から 会社での仕事に移る人 721人
- ◆ 就労継続支援A型事業から 会社での仕事に移る人 209人
- ◆ 就労継続支援B型事業から 会社での仕事に移る人 118人
- ◆ 就労移行支援を利用したあとに 会社での仕事に移った人の割合が 5割  
以上の事業所の割合 6割以上
- ◆ 就労定着支援を利用している人 505人
- ◆ 就労定着支援を利用したあとに 会社での仕事に移って 42 か月から  
78 か月までの間 働き続けた人の割合が 7割以上の事業所の割合  
2割5分以上
- ◆ 働くことや福祉に関係している人が集まるグループを作って、障がいのあ  
る人が働きやすくなるように 一緒に考えられるようにします。
- ◆ 就労継続支援B型事業から 払われる工賃を平均した金額  
16,700円

⑤ 障がいのあるこどもを手伝う やり方づくり

- ◆ 障がいがあるか無いかに関係なく こどもたちが 地域で暮らしやすく  
なるようにしていきます。
- ◆ 主に 重症心身障がい児（障がいがとても重いこども）を手伝う  
児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が、これから先も  
手伝いができるようにします。

- ◆ 医療的ケア（医師や看護師などの助け）の 必要なこどもが 手伝ってもらえるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人たちが 話し合うようにします。
- ◆ 医療的ケアのコーディネーター（医師や看護師などと 連絡をする相談員）を育て、事業所にいる数を 199人まで ふやします。
- ◆ 障がい児入所施設で生活しているこどもが 18歳から 大人として生活できるように 関係している人が集まって 考えるところをつくります。

⑥ 地域で相談できる体制を より良くしていきます

- ◆ 各区にある基幹相談支援センターと 区役所が協力して 相談支援の体制を より良くしていきます。
- ◆ 「地域自立支援協議会」という 各区の障がい福祉を 考えるグループで 障がいのある人を手助けするやり方を 考えながら 地域全体のやり方を より良くしていきます。

⑦ 障がい福祉サービスを より良くするためにすること

- ◆ 事業者がお金を請求する時に 間違えないように教えます。
- ◆ 請求の間違いを見つけるために、大阪府や他の市や町と力を合わせます。
- ◆ 事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をする他の市の職員とどのようにすれば良くなるか話し合いをします。

## 2 福祉サービスの見込み

### ○ 訪問系サービス、短期入所

|                        | 2024（令和6）年度                       | 2025（令和7）年度                       | 2026（令和8）年度                       |
|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| きよたくかいご<br>居宅介護        | つき<br>月に 16,908人、<br>350,504時間 利用 | つき<br>月に 17,990人、<br>358,215時間 利用 | つき<br>月に 19,142人、<br>366,096時間 利用 |
| じゅうどうほうもんかいご<br>重度訪問介護 | つき<br>月に 1,897人、<br>277,766時間 利用  | つき<br>月に 1,897人、<br>282,488時間 利用  | つき<br>月に 1,897人、<br>287,290時間 利用  |
| どうこうえんご<br>同行援護        | つき<br>月に 1,369人、<br>34,584時間 利用   | つき<br>月に 1,383人、<br>34,929時間 利用   | つき<br>月に 1,397人、<br>35,278時間 利用   |
| こうどうえんご<br>行動援護        | つき<br>月に 655人、<br>13,825時間 利用     | つき<br>月に 749人、<br>15,802時間 利用     | つき<br>月に 855人、<br>18,061時間 利用     |
| たんきにゅうしょ<br>短期入所       | つき<br>月に 1,321人、<br>10,573日 利用    | つき<br>月に 1,379人、<br>11,043日 利用    | つき<br>月に 1,440人、<br>11,534日 利用    |

### ○ 日中活動系サービス

|                              | 2024（令和6）年度                     | 2025（令和7）年度                     | 2026（令和8）年度                     |
|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| せいかつかいご<br>生活介護              | つき<br>月に 7,152人、<br>130,666日 利用 | つき<br>月に 7,288人、<br>133,154日 利用 | つき<br>月に 7,427人、<br>135,696日 利用 |
| じりつくんれん<br>自立訓練<br>(機能訓練)    | つき<br>月に 186人、<br>1,956日 利用     | つき<br>月に 224人、<br>2,368日 利用     | つき<br>月に 271人、<br>2,863日 利用     |
| じりつくんれん<br>自立訓練<br>(生活訓練)    | つき<br>月に 514人、<br>8,317日 利用     | つき<br>月に 570人、<br>9,179日 利用     | つき<br>月に 632人、<br>10,142日 利用    |
| しゅうろうせんたくしえん<br>就労選択支援       | —                               | つき<br>月に 240人 利用                | つき<br>月に 240人 利用                |
| しゅうろういこうしえん<br>就労移行支援        | つき<br>月に 1,508人、<br>24,627日 利用  | つき<br>月に 1,522人、<br>24,856日 利用  | つき<br>月に 1,536人、<br>25,087日 利用  |
| しゅうろうけいぞくしえん<br>就労継続支援<br>A型 | つき<br>月に 4,416人、<br>79,907日 利用  | つき<br>月に 4,889人、<br>88,464日 利用  | つき<br>月に 5,412人、<br>97,938日 利用  |

|              | 2024（令和6）年度                      | 2025（令和7）年度                      | 2026（令和8）年度                      |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 就労継続支援<br>B型 | つき<br>月に 13,797人、<br>234,693日 利用 | つき<br>月に 16,460人、<br>279,997日 利用 | つき<br>月に 19,637人、<br>334,047日 利用 |
| 就労定着支援       | つき<br>月に 598人 利用                 | つき<br>月に 705人 利用                 | つき<br>月に 832人 利用                 |
| 療養介護         | つき<br>月に 325人 利用                 | つき<br>月に 328人 利用                 | つき<br>月に 331人 利用                 |

○ 居住系サービス、自立生活援助

|                                | 2024（令和6）年度        | 2025（令和7）年度        | 2026（令和8）年度        |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 共同生活援助                         | つき<br>月に 4,907人 利用 | つき<br>月に 5,496人 利用 | つき<br>月に 6,156人 利用 |
| 施設入所支援                         | つき<br>月に 1,229人 利用 | つき<br>月に 1,213人 利用 | つき<br>月に 1,197人 利用 |
| 自立生活援助                         | つき<br>月に 12人 利用    | つき<br>月に 13人 利用    | つき<br>月に 13人 利用    |
| 地域生活支援拠点                       | 1 箇所               | 1 箇所               | 1 箇所               |
| 拠点へのコーディネート<br>ネーターの配置人数       | 24人                | 24人                | 24人                |
| 拠点機能の充実<br>に向けた検証及び<br>検討の実施回数 | ねん<br>年に 1回 実施     | ねん<br>年に 1回 実施     | ねん<br>年に 1回 実施     |

○ 指定相談支援

|        | 2024（令和6）年度         | 2025（令和7）年度         | 2026（令和8）年度         |
|--------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 計画相談支援 | つき<br>月に 12,174人 利用 | つき<br>月に 13,095人 利用 | つき<br>月に 14,016人 利用 |
| 地域移行支援 | つき<br>月に 35人 利用     | つき<br>月に 35人 利用     | つき<br>月に 35人 利用     |
| 地域定着支援 | つき<br>月に 823人 利用    | つき<br>月に 862人 利用    | つき<br>月に 901人 利用    |

○ しょう じ し え ん  
障がい児支援

|                                                                       | 2024 (令和6) 年度               | 2025 (令和7) 年度               | 2026 (令和8) 年度               |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| じ どう は た つ し え ん<br>児童発達支援                                            | つきに 6,132人、<br>77,537日 利用   | つきに 7,036人、<br>90,976日 利用   | つきに 8,074人、<br>106,745日 利用  |
| ほ う か ご と う<br>放課後等<br>で い さ ー び す<br>デイサービス                          | つきに 11,646人、<br>151,764日 利用 | つきに 13,272人、<br>173,328日 利用 | つきに 15,125人、<br>197,956日 利用 |
| ほ い く し ょ う と う ほ う も ん し え ん<br>保育所等訪問支援                             | つきに 1,427人、<br>2,149日 利用    | つきに 1,921人、<br>2,910日 利用    | つきに 2,587人、<br>3,941日 利用    |
| き や た く ほ う も ん が た<br>居宅訪問型<br>じ どう は た つ し え ん<br>児童発達支援            | つきに 5人、<br>13日 利用           | つきに 5人、<br>13日 利用           | つきに 5人、<br>13日 利用           |
| しょう じ<br>障がい児<br>そ う だ ん し え ん<br>相談支援                                | つきに 3,932人 利用               | つきに 4,761人 利用               | つきに 5,764人 利用               |
| い り ょ う て き け あ じ し え ん<br>医療的ケア児を支援<br>こ ー で い ね ー た ー<br>するコーディネーター | 131人を 配置                    | 165人を 配置                    | 199人を 配置                    |

○ は た つ し ょ う ひ と と う し え ん  
発達障がいのある人等への支援

|                                                                                   | 2024 (令和6) 年度                                                                                                                      | 2025 (令和7) 年度                                                                                                                      | 2026 (令和8) 年度                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は た つ し ょ う し ゃ<br>発達障がい者<br>し え ん ち い き き ょ う ぎ か い<br>支援地域協議会                   | ねん 年に 2回 開催                                                                                                                        | ねん 年に 2回 開催                                                                                                                        | ねん 年に 2回 開催                                                                                                                        |
| は た つ し ょ う し ゃ<br>発達障がい者<br>し え ん せ ん た ー<br>支援センター                              | ねん 年に 2,800件<br>そ う だ ん<br>相談を 受ける                                                                                                 | ねん 年に 2,800件<br>そ う だ ん<br>相談を 受ける                                                                                                 | ねん 年に 2,800件<br>そ う だ ん<br>相談を 受ける                                                                                                 |
| は た つ し ょ う し ゃ<br>発達障がい者<br>し え ん<br>支援センターと<br>ち い き さ ぽ ー と こ ー ち<br>地域サポートコーチ | ねん 年に 助言を 530件<br>けん し ゅ う<br>研修を 248件<br>け い は つ<br>啓発を 3件 する<br>し え ん ぶ ろ ぐ ら む な ど<br>支援プログラム等の<br>じ ゅ こ う し ゃ す う<br>受講者数 740件 | ねん 年に 助言を 530件<br>けん し ゅ う<br>研修を 248件<br>け い は つ<br>啓発を 3件 する<br>し え ん ぶ ろ ぐ ら む な ど<br>支援プログラム等の<br>じ ゅ こ う し ゃ す う<br>受講者数 740件 | ねん 年に 助言を 530件<br>けん し ゅ う<br>研修を 248件<br>け い は つ<br>啓発を 3件 する<br>し え ん ぶ ろ ぐ ら む な ど<br>支援プログラム等の<br>じ ゅ こ う し ゃ す う<br>受講者数 740件 |

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

|                      | 2024（令和6）年度                                                              | 2025（令和7）年度                                                              | 2026（令和8）年度                                                              |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 保健、医療、福祉<br>関係者の協議の場 | 年に2回開催                                                                   | 年に2回開催                                                                   | 年に2回開催                                                                   |
| 協議の場への関係<br>する人の参加者数 | 年に10名参加                                                                  | 年に10名参加                                                                  | 年に10名参加                                                                  |
| 協議の場での目標<br>設定と評価    | 目標設定と評価を<br>年に1回実施                                                       | 目標設定と評価を<br>年に1回実施                                                       | 目標設定と評価を<br>年に1回実施                                                       |
| 精神障がいのある<br>人の利用者数   | 地域移行支援27人<br>地域定着支援338人<br>共同生活援助1306人<br>自立生活援助3人<br>自立訓練（生活訓練）<br>259人 | 地域移行支援27人<br>地域定着支援349人<br>共同生活援助1462人<br>自立生活援助4人<br>自立訓練（生活訓練）<br>287人 | 地域移行支援27人<br>地域定着支援360人<br>共同生活援助1637人<br>自立生活援助4人<br>自立訓練（生活訓練）<br>318人 |

○ 相談支援体制の充実・強化のための取組

|                       | 2024（令和6）年度                                                                      | 2025（令和7）年度                                                                      | 2026（令和8）年度                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい者基幹相談<br>支援センターの設置 | 24か所                                                                             | 24か所                                                                             | 24か所                                                                             |
| 地域の相談支援<br>体制の強化      | 年に指導助言を<br>1,101件<br>人材育成の支援を<br>327件<br>連携強化を<br>1,325回<br>主任相談支援専門員<br>の配置 24人 | 年に指導助言を<br>1,156件<br>人材育成の支援を<br>346件<br>連携強化を<br>1,346回<br>主任相談支援専門員<br>の配置 24人 | 年に指導助言を<br>1,211件<br>人材育成の支援を<br>365件<br>連携強化を<br>1,367回<br>主任相談支援専門員<br>の配置 24人 |

|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| きょうぎかい<br>協議会における<br>こべつじれい けんどう<br>個別事例の検討を<br>つう ちいき さー<br>通じた地域のサー<br>び す きばん かいほう<br>ビス基盤の開発・<br>かいぜん<br>改善 | じれい<br>事例について考える<br>かいすう かい<br>回数 48回<br>さんか じぎょうしゃ<br>参加する事業者の<br>かず じぎょうしゃ<br>数 240事業者<br>はな あ ぐるーぶ<br>話し合うグループの<br>せつちかず しよ<br>設置数 24 か所<br>ぐるーぶ はな あ<br>グループでの話し合<br>かいさいかいすう かい<br>い開催回数 228回 | じれい<br>事例について考える<br>かいすう かい<br>回数 48回<br>さんか じぎょうしゃ<br>参加する事業者の<br>かず じぎょうしゃ<br>数 240事業者<br>はな あ ぐるーぶ<br>話し合うグループの<br>せつちかず しよ<br>設置数 24 か所<br>ぐるーぶ はな あ<br>グループでの話し合<br>かいさいかいすう かい<br>い開催回数 228回 | じれい<br>事例について考える<br>かいすう かい<br>回数 48回<br>さんか じぎょうしゃ<br>参加する事業者の<br>かず じぎょうしゃ<br>数 240事業者<br>はな あ ぐるーぶ<br>話し合うグループの<br>せつちかず しよ<br>設置数 24 か所<br>ぐるーぶ はな あ<br>グループでの話し合<br>かいさいかいすう かい<br>い開催回数 228回 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ しょう ふくし さー び す とりくみ  
障がい福祉サービスをよくするための取組

|                                                                                   | 2024 (令和6) 年度                                                                    | 2025 (令和7) 年度                                                                    | 2026 (令和8) 年度                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| しょう ふくし さー び<br>障がい福祉サービ<br>す など けんしゅう<br>ス等にかかる研修                                | ねん ねん さんか<br>年に 49人 参加                                                           | ねん ねん さんか<br>年に 49人 参加                                                           | ねん ねん さんか<br>年に 49人 参加                                                           |
| しょう しゃじりつしえん<br>障がい者自立支援<br>しんさ しはらい どう し すて<br>審査支払等システ<br>ムによる けんさけつ<br>審査結果の共有 | じぎょうしよ しゅうだん<br>事業所への集団<br>しどう ねん かい<br>指導で 年に 1回<br>ちゅういかんき<br>注意喚起する           | じぎょうしよ しゅうだん<br>事業所への集団<br>しどう ねん かい<br>指導で 年に 1回<br>ちゅういかんき<br>注意喚起する           | じぎょうしよ しゅうだん<br>事業所への集団<br>しどう ねん かい<br>指導で 年に 1回<br>ちゅういかんき<br>注意喚起する           |
| じぎょうしゃ おし<br>事業者におし<br>との共有                                                       | し やくしよ はたら<br>市役所などで働く<br>ひと べんきょうかい<br>人のための勉強会<br>ねん かい さんか<br>へ 年に1回 参加<br>する | し やくしよ はたら<br>市役所などで働く<br>ひと べんきょうかい<br>人のための勉強会<br>ねん かい さんか<br>へ 年に1回 参加<br>する | し やくしよ はたら<br>市役所などで働く<br>ひと べんきょうかい<br>人のための勉強会<br>ねん かい さんか<br>へ 年に1回 参加<br>する |



ファックスの時は、次の番号（06-6202-6962）へ送ってください。

大阪市 福祉局 障がい福祉課 「計画の意見募集」担当 行

大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画（素案）への意見

【ご意見の内容】

意見をするページ

【できましたら、次のアンケートに 答えを お願いします。】

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 住んでいるところ | 大阪市に住んでいる ・ 大阪市では無いところに住んでいる          |
| 年齢       | 20歳未満・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上 |
| 障がい等の有無  | ある（身体・知的・精神・発達・難病・その他）・ない             |



大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・  
第3期障がい児福祉計画（素案）に対するご意見

|          |       |  |
|----------|-------|--|
| 【ご意見の内容】 | 該当ページ |  |
|----------|-------|--|

キリトリ線

【差し支えなければ、該当する項目を○で囲んでください。】

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| お住まい    | 大阪市内      ・      大阪市外                 |
| 年齢      | 20歳未満・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上 |
| 障がい等の有無 | ある（身体・知的・精神・発達・難病・その他） ・ ない           |

キリトリ線



料金受取人払郵便



差出有効期間  
令和6年1月  
24日まで  
(切手不要)

郵便はがき

5 3 0 - 8 7 9 0  
1 7 8

「計画の意見募集」担当行  
大阪市福祉局障がい福祉課

大阪市北区中之島1丁目3番20号  
6階



キリトリ線

キリトリ線